

監 第28号
令和3年8月18日

渋川市長 高 木 勉 様

渋川市監査委員 中 澤 康 光

渋川市監査委員 茂 木 弘 伸

令和2年度渋川市内部統制評価報告書に関する審査意見の提出について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第150条第5項の規定により審査に付
された令和2年度渋川市内部統制評価報告書について審査した結果、次のとおり意
見を提出いたします。

令和2年度渋川市内部統制評価報告書審査意見

1 審査の基準

渋川市監査基準（令和2年渋川市監査委員公告第2号）

2 審査の種類

内部統制評価報告書審査

3 審査の対象

令和2年度渋川市内部統制評価報告書

4 審査の着眼点

市長が作成した内部統制評価報告書について、市長による評価が適切に実施され、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかを主眼として実施した。

5 審査実施内容

令和2年度渋川市内部統制評価報告書について、総務部総務課から報告を受け、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省）の「V 監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき、必要に応じて関係部局に説明を求めた上で、審査を行った。

また、監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為において得られた知見を利用した。

6 審査の実施場所及び日程

渋川市監査委員事務局

令和3年7月27日から同年8月10日まで

7 審査の結果

市長が作成した内部統制評価報告書について、監査委員が確認した内部統制の整備状況及び運用状況、評価に係る資料並びに監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為によって得られた知見に基づき、市長による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか及び内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかという観点から検証を行い審査した限りにおいて、内部統制評価報告書の評価手続及び評価結果に係る記載は相

当であると認められた。

- 8 その他必要と認める事項
特になし。